

「第4次北海道食の安全・安心基本計画」策定の経過等

1 計画策定の経緯

北海道では、北海道食の安全・安心条例第9条第1項の規定に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に「第3次北海道食の安全・安心基本計画」を策定。

第3次計画が平成30年度で計画期間が満了することから、食をめぐる情勢の変化に対応するため、本計画を見直しすることとした。

2 主な策定経過

平成30年11月21日	第2回北海道食の安全・安心委員会	・ 知事から同委員会に対して「第3次北海道食の安全・安心基本計画」の策定について諮問 ・ 第4次基本計画（素案）について審議
11月29日	道民からの意見募集（12月28日まで）	・ 延べ16件の意見提出
平成31年2月7日	第3回北海道食の安全・安心委員会	・ 第4次基本計画（案）について審議
2月12日	北海道食の安全・安心委員会から知事に対して答申	

食 政 第 5 7 9 号
平成30年11月21日

北海道食の安全・安心委員会
会 長 横 田 篤 様

北海道知事 高 橋 はるみ

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」について（諮問）

このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第9条第4項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

（諮問理由）

北海道食の安全・安心条例第9条第1項の規定に基づく、第4次「北海道食の安全・安心基本計画」を定めるに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

平成31年2月12日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 横田 篤

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」について（答申）

平成30年11月21日付け食政第579号で諮問がありましたこのことについて、当委員会で審議をした結果、第4次「北海道食の安全・安心基本計画」（案）の内容は、おおむね適当と認めます。なお、本計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

記

- 1 計画に基づく施策を効果的に推進するため、計画の内容を道民に十分に周知し、行政、生産者、食品関連事業者、消費者が相互に連携・協働して積極的な取組が行われるよう配慮すること。
- 2 計画の進捗状況をフォローアップするとともに、消費者、生産者、食品関連事業者に対し、食の安全・安心に関する情報や施策の実施状況などについて正確で分かりやすく提供し、これら関係者との意見交換を進め、その意見や要望、また食の安全・安心に関する情勢の変化などを施策に反映するよう努めること。